

PET ボトル再商品化実施料金の計算方法

1. 平成 31 年度（令和元年度）PET ボトル再商品化実施料金の計算方法に関する重要な変更点

- 平成 30 年 12 月実施の「平成 31 年度上期 PET ボトル入札説明会」にて説明したとおり、平成 31 年度（令和元年度）から、下記の 2 点の変更となります。

(1) 再商品化数量の計算の変更

平成 30 年度以前

製品受領書で報告される再商品化製品利用事業者への販売（引渡し）実績報告量を入札書に記載された再商品化率で除した数量とする。

平成 31 年度（令和元年度）以降

フレーク製造完了証明書（※1）に記載したフレーク製造完了数量を入札書に記載されたフレーク製造収率（※2）で除した数量とする。

※1 再生処理事業者より毎月提出されるフレーク製造量を証明する書類

※2 分別基準適合物の引取量に対するフレーク製造完了証明量の割合で、入札書に記入された数値

なお、再商品化数量は、平成 31 年度（令和元年度）以降も各市町村・一部事務組合から分別基準適合物の引き取り実績報告量を上限として計算されますので、各々正しく報告してください。

(2) 再商品化実施料金の計算方法の変更（有償・逆有償含む）

平成 30 年度以前

再商品化製品販売量（利用事業者の受領書）を再商品化率で割戻した数量に委託単価を乗じて計算

平成 31 年度（令和元年度）以降

フレーク製造完了証明書に記載したフレーク製造完了数量をフレーク製造収率で除した数量に委託単価（消費税抜き）（※3）を乗じて計算

※3 委託単価（消費税抜き）：契約書に記載された各市町村・組合の保管施設別の単価

2. 計算例（A再生処理事業者の場合）

（1）再商品化数量の算出

（例）

①フレーク製造完了証明書に記載したフレーク製造完了数量 35,000kg

②フレーク製造収率（※4） 70%

③再商品化数量 $(① \div ②) = 35,000\text{kg} \div 70\% = 50,000\text{kg}$

（※4）契約対象となっている保管施設ごとにフレーク製造収率が異なる場合は、各市町村・組合からの当月の引き取り実績報告量と前月の在庫（繰越量）を加算した在庫数量をもとにした加重平均により求めます。

なお、上記再商品化数量は各市町村・組合からの分別基準適合物の引き取り実績報告量を上限としています。したがって、

ア) 「再商品化数量<各市町村・組合からの引き取り量」の場合

→ 引き取り量の余剰分は次月以降の引き取り量に加算します。

イ) 「再商品化数量>各市町村・組合からの引き取り量」の場合

→ 引き取り量を超過した分は支払いの対象とはなりません。

（2）再商品化数量の按分

当月の再商品化数量を各市町村・組合の保管施設からの引き取った分別基準適合物の量（引き取り量）に応じて按分します。

⇒按分した再商品化量×委託単価（消費税抜き）＝再商品化実施料金（消費税抜き）

（3）各市町村・組合の再商品化数量の算出

①月末在庫数量＝当月の各市町村・組合からの引き取り実績報告量＋計算でもとめられた各市町村・組合の前月の在庫

②月末総在庫数量＝各市町村・組合のフレーク製造収率を加味した月末在庫数量の合計

③各市町村・組合の再商品化数量＝月末在庫数量÷月末総在庫数量（kg未満を四捨五入）

（例）

①B市の保管施設からの引き取り数量＋前月より繰り越された在庫＝20,000kg

②C市の保管施設からの引き取り数量＋前月より繰り越された在庫＝40,000kg

③各工場の市町村保管施設からの総引き取り数量＋前月より繰り越された総在庫＝60,000kg

④上記2.（1）でもとめた再商品化数量＝50,000kg

⑤B市の再商品化数量按分数 $(① \div ③) = 20,000\text{kg} \div 60,000\text{kg} = 1/3$

⑥C市の再商品化数量按分数 $(② \div ③) = 40,000\text{kg} \div 60,000\text{kg} = 2/3$

⑦B市の再商品化数量 $(④ \times ⑤) = 50,000\text{kg} \times 1/3 \approx 16,666.6\text{kg} \rightarrow 16,667\text{kg}$

⑧C市の再商品化数量 $(④ \times ⑥) = 50,000\text{kg} \times 2/3 \approx 33,333.3\text{kg} \rightarrow 33,333\text{kg}$

(4) 再商品化実施料金の算出 (有償の場合)

(例)

① B市の委託単価 (消費税抜き) = -30 円/Kg

② C市の委託単価 (消費税抜き) = -40 円/Kg

③ A再生処理事業者の再商品化実施料金 (消費税抜き) = -1,833,330 円

B市 : 16,667Kg × -30 円 = -500,010 円

C市 : 33,333Kg × -40 円 = -1,333,320 円

合計 -1,833,330 円

●再商品化実施料金 (消費税抜き) < 負数 (マイナス) の場合 → 当協会への支払い

(5) 再商品化実施料金の算出 (逆有償の場合)

(例)

① B市の委託単価 (消費税抜き) = 10 円/Kg

② C市の委託単価 (消費税抜き) = 20 円/Kg

③ A再生処理事業者の再商品化実施料金 (消費税抜き) = 833,330 円

B市 : 16,667Kg × 10 円 = 166,670 円

C市 : 33,333Kg × 20 円 = 666,660 円

合計 833,330 円

●再商品化実施料金 (消費税抜き) > 正数 (プラス) の場合 → 当協会からの支払い

なお、各市町村・組合の再商品化実施料金で有償、逆有償が混在する場合は、合計金額で計算します。

3. 再商品化実施料金の支払いについて

① 支払日について

上記2.(4)、(5)でもとめた再商品化実施料金 (消費税抜き) の支払日は、5 期限 (5 日が土・日曜日、祝日にあたる場合、資料3 参照のこと) の報告分について同月末日の支払いとなります (PETボトル再商品化実施契約書第22条参照)。

② 再商品化実施料金 (消費税込み) のお支払いにあたって

- ア) 再商品化実施料金が負数 (マイナス) の場合 → 消費税率を乗じた金額をご請求します。
- イ) 再商品化実施料金が正数 (プラス) の場合 → 消費税率を乗じた金額をお支払いします。

ア)の「再商品化実施料金が負数 (マイナス)」である再商品化事業者に対しては当協会より負号の後に示される金額の請求書を毎月下旬に送付しますので、当該金額を期限までに下記口座へお振り込みください。振り込み手数料は再商品化事業者の負担となります。

【振り込み口座】

三井住友銀行 東京公務部 普通預金 0158705

口座名義 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

なお、期限までの支払い義務を怠った場合は、再商品化実施契約の全部又は一部の解除事由になりますので(P E Tボトル再商品化実施契約書第25条17号)、ご注意ください。

以上